

特定投資家制度について

金融商品取引法では、投資家は「一般投資家」と「特定投資家」に分類されており、それぞれの種類に応じた投資家保護策を設けております。

お客様が特定投資家に該当する場合、弊社が金融商品取引法等により規制を受けている下記の項目については、適用の対象外となりますのでご注意ください。

【弊社とのお取引において、特定投資家には適用されない規制】

- ・ 広告等の規制
- ・ 取引態様の事前明示義務
- ・ 契約締結前書面の交付
- ・ 契約締結時の書面の交付
- ・ 保証金の受領にかかる書面の交付
- ・ クーリングオフ制度（書面による解除）
- ・ 不招請勧誘および再勧誘の禁止
- ・ 顧客の勧誘を受ける意思についての、勧誘前の確認義務
- ・ 適合性の原則

特定投資家と一般投資家の分類は、下記のとおりとされております。

投資家の区分	該当する投資家
特定投資家 (一般投資家へ移行できない)	国 / 日本銀行 / 適格機関投資家
特定投資家 (一般投資家へ移行できる)	特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（特殊法人及び独立行政法人） / 投資者保護基金 / 預金保険機構 / 農水産業協同組合貯金保険機構 / 保険契約者保護機構 / 特定目的会社 / 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 / 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社 / 金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人 / 外国法人
一般投資家 (特定投資家へ移行できる)	特定投資家以外の法人 / 以下の要件の全てに該当する個人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、純資産の合計額が3億円以上と見込まれる。 ・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、投資性のある金融資産の合計額が3億円以上と見込まれる。 ・ 最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から1年を経過している。
一般投資家 (特定投資家へ移行できる)	上記に該当しない個人

投資家の区分の移行について

上記の投資家の区分のうち、特定投資家への移行が可能な一般投資家、及び一般投資家への移動が可能な特定投資家に該当される方は、弊社に対して所定の手続を行うことにより移行ができます。投資家区分の移行に関しては、下記の点にご留意ください。

- ・ 一般投資家から特定投資家への移行につきましては、審査がございます。貴意に沿いかねる場合もございますので、予めご留意ください。
- ・ 一般投資家から特定投資家へ移行された場合、移行が有効（特定投資家としてのお取り扱い）となる期間には期限がございます（毎年3月末日まで）。期限日が到来した際には再度のお手続が必要となります。このお手続のなかったお客様につきましては、自動的に一般投資家としてのお取り扱いに戻りますので、ご注意ください。
- ・ 一般投資家から特定投資家へ移行されたお客様は、弊社に対してお手続をしていただくことにより、いつでも一般投資家へ戻ることができます。ご希望の場合は、後述する、お手続連絡先までご連絡ください。

投資家区分の移行のお手続について

投資家の区分の移行を希望されるお客様は、下記の要領にて、電子メールにより弊社までご連絡ください。

【ご連絡先メールアドレス】： accounts@ezinvest-sec.jp

【お手続方法】：電子メールにて下記の事項をご記入の上、上記ご連絡先メールアドレス宛にお送りください。

- ・ お客様のお名前 又は 商号/法人名
- ・ 口座ログイン ID
- ・ (特定投資家 又は 一般投資家) への移行を申請する旨
例) 当社は、特定投資への移行を申請します。
- ・ 対象となるサービス (FX 取引 又は 証券 CFD 取引) ※複数でも可能です。

以 上